



令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
殿					
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
(ふりがな)	(電話)			兆 十億 百万 千 円	
法人名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)				
代表者氏名	経理責任者氏名	前期末現在の 資本金等の額			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税
特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税					道府県民税								
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (33)の金額	①	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業													
所得割額 (55× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑨	兆	十億	百万	千	円	予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②				00	
付加価値割額 (56× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑩					00	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人税割額	③				00	
資本割額 (57× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑪					00	この申告により納付 すべき法人税割額 (2-③)	④				00	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割額 (58× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑫	兆	十億	百万	千	円	均等割額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割額 (59× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑬					00	円× $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円
付加価値割額 (60× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑭					00	この申告により納付 すべき道府県民税額 (4+⑥)	⑦				00	
資本割額 (61× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑮					00	この申告の期間 ・ ・ ・ ・						
収入割額 (62× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑯					00							前事業年度又は前連結事業 年度の期間 ・ ・ ・ ・
特事業年度 特別法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰				00	通算親法人の事業年度の 期間 ・ ・ ・ ・						
	特別法人事業税額 (17× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑱				00							
予定申告税額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑲				00							
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額		⑳				00							
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額		㉑				00							
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉒											
備考													
関与税理士署名		(電話)											

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙五十四]

（事業税）

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名								
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		23	兆 十億 百万 千 円 ()			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業														
所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円						法人税割額	24				
	所得金額	35					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	25				
付加価値割	付加価値額総額	36							税額控除超過額 相当額の加算額	26				
	付 加 価 値 額	37					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	27				
資本割	資本金等の額総額	38							外国の法人税等 の 額 の 控 除 額	28				
	資本金等の額	39					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税 割 額 の 控 除 額	29				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業							租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額					30		
収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円						納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30	31				
	収 入 金 額	41					兆 十億 百万 千 円		31のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	32				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業							差 引 法 人 税 割 額 31-26-32					33		
所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円											
	所得金額	43					兆 十億 百万 千 円							
付加価値割	付加価値額総額	44												
	付 加 価 値 額	45					兆 十億 百万 千 円							
資本割	資本金等の額総額	46												
	資本金等の額	47					兆 十億 百万 千 円							
収入割	収入金額総額	48												
	収 入 金 額	49					兆 十億 百万 千 円							
合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49				50										
事業税の特定寄附金税額控除額				51										
仮装経理に基づく事業税額の控除額				52										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				53										
納付すべき事業税額 50-51-52-53				54										
54の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
	所得割	55	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	56	兆 十億 百万 千 円							
	資本割	57			収入割	58								
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業													
	所得割	59	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	60	兆 十億 百万 千 円							
	資本割	61			収入割	62								
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		63	兆 十億 百万 千 円		0 0									
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		64			0 0									
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		65			0 0									
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (63+64+65)				66										
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				67										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				68										
納付すべき特別法人事業税額 66-67-68				69										

（特別法人事業税）